第２回　農業委員会総会議事録

１．日　　時　　令和８年７月３０日　１４時００分開会　～　１５時３０分閉会
２．開催場所　　島松公民館　中会議室
３．出欠状況（出席委員１４名）

１番	職務代理者	小寺　和雄	出席	議事録署名員
２番		西野　和文	出席	議事録署名員
３番		工藤　伸一	出席	
４番		山田　元	出席	
５番		澤永　英樹	出席	
６番		大岩　則子	出席	
７番		小山内　洋美	出席	
８番		柴田　健一	出席	
９番		寺澤　順一	出席	
10 番		坂本　孝之	出席	
11 番		姉崎　敏一	欠席	
12 番		中村　孝之	出席	
13 番		五東　英一	出席	
14 番		平野　貴史	出席	
15 番	会　長	西口　雅樹	出席	

４．協議事項

報告第１号　　委員会業務報告について

報告第２号　　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報告第３号　　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

議案第１号　　農用地利用集積等促進計画について

議案第２号　　恵庭市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

意見案第１号　　農業振興地域整備計画の変更（除外）について

意見案第２号　　地域計画の変更について

意見案第３号　　農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂について

５．参与した職員

農業委員会事務局	局長	西中　紀和
	次長	市川　忠志
	主査	近藤　伸哉
		大高　慶寛
		新藤　百恵

６．議事内容

事務局長：　只今より第２回恵庭市農業委員会総会を開会いたします。
定足数に達していることをご報告いたします。
それでは、開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

会　　長：　皆さん、お疲れ様です。
総会の時間が以前から変更となって初めての総会ですね。
最近は天気が良くないですが、そんな中でも作業を進められていることと思います。大変お疲れ様です。
この後も慎重審議の上、みなさまのご意見をいただきながら進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局長：　ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第５条第３項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会　　長：　日程１「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第４条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
１番小寺代行、２番西野委員を指名します。よろしくお願いいたします。
続きまして、日程２「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長：　それでは、「議事日程」についてご説明いたします。 お手元の議案書表紙裏面の「日程表」をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきまして、ご説明させていただきます。本日の案件は、報告案件が３件、議案案件が２件、意見案が３件となります。
はじめに、報告案件についてでありますが、

日程３　報告第１号は、令和８年６月２９日から令和８年７月２９日までの委員会業務報告となります。
日程４　報告第２号は、農地法第３条の３第１項の規定による届出について　４件
日程５　報告第３号は、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について　２件
次に、議案案件についてでありますが、
日程６　議案第１号は、農用地利用集積等促進計画について　３件
日程７　議案第２号は、恵庭市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
最後に意見案についてでありますが、
日程８　意見案第１号は、農業振興地域整備計画の変更（除外）について
日程９　意見案第２号は、地域計画の変更について
日程１０　意見案第３号は、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂について
以上、議事の概要について、簡単ではありますがご説明いたしました。
何卒、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局より説明がありました。このとおり取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第１号　委員会業務報告について

会　　長：　日程３　報告第１号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長：　報告第１号「委員会業務報告について」令和８年６月２９日から令和８年７月２９日までの業務報告をいたします。

６月２９日　第３７回恵庭市農業委員会総会
７月　２日　農用地利用調整会議
７月１４日　現地調査

７月１７日　第４回 常設審議委員会
７月２１日　第１回 恵庭市農業委員会総会

以上、委員会業務報告とさせていただきます。

会　　長：　只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

会　　長：　日程４、報告第２号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」事務局から説明願います。

事 務 局：　報告第２号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」
このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。

番号1、所在、地番、[redacted]、地目、公簿、現況ともに田と畑
面積、[redacted]㎡、権利の取得日、令和5年10月19日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[redacted]の[redacted]さん、
被相続人は[redacted]さん、令和8年6月23日に届出されております。

番号2、所在、地番、[redacted]、地目、公簿、現況、ともに畑と田
面積、[redacted]㎡、権利の取得日、令和6年7月16日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[redacted]の[redacted]さん、
被相続人は[redacted]さん、令和8年7月3日に届出されております。

番号3、所在、地番、[redacted]、地目、公簿、現況、ともに畑
面積、[redacted]㎡、権利の取得日、令和7年11月28日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[redacted]の[redacted]さん、

被相続人は[redacted]さん、令和８年６月17日に届出されております。

番号4、所在、地番、[redacted]、地目、公簿、現況、ともに畑
面積、[redacted]㎡、権利の取得日、令和８年５月３日、取得事由、相続、
権利区分、所有権、届出者、[redacted]の[redacted]さん、
被相続人は[redacted]さん、令和８年７月９日に届出されております。

以上、4件届出がありましたので報告いたします。

会　　長：　ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、原案のとおり、承認されました。

報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

会　　長：　日程５、報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局：　報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」
このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。

番号1、所在、地番、[redacted]、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積、[redacted]㎡、転用目的、[redacted]、権利区分、所有権、譲渡人、[redacted]の[redacted]さん、譲受人、[redacted]の[redacted]、
令和８年６月29日に届出されております。

番号2、所在、地番、[redacted]、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積、[redacted]㎡、転用目的、[redacted]、権利区分、所有権、譲渡人、[redacted]の[redacted]さん、譲受人、[redacted]の[redacted]、
令和８年６月29日に届出されております。

以上、2件届出がありましたので報告いたします。

会　　長：　ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、原案のとおり、承認されました。

議案第１号　農用地利用集積等促進計画について

会　　長：　日程６、議案第１号「農用地利用集積等促進計画について」事務局より説明願います。

事 務 局：　議案第１号「農用地利用集積等促進計画について」
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、恵庭市等が作成した農用地利用集積等促進計画案のうち、売買等事業に係る計画作成要請についての決定を求めます。

売買等事業（即売りタイプ）です。
番号１番、２番、所有権の移転をする者、[redacted]の[redacted]さん、北海道農業公社を仲介し、所有権の移転を受ける者、[redacted]の[redacted]、土地の所在、[redacted]、地目、公簿、現況ともに畑、面積、[redacted]㎡、所有権移転の種類、売買、所有権移転の内容、普通畑、土地の引渡時期、[redacted]から北海道農業公社へは[redacted]、北海道農業公社から[redacted]さんへは[redacted]。
場所につきましては、地図番号１番、[redacted]の斜線の土地となります。

続きまして、売買等事業（貸付タイプ）です。
番号３番、所有権の移転をする者、北海道農業公社、所有権の移転を受ける者、[redacted]の[redacted]、土地の所在、[redacted]、地目、公簿、現況ともに田、面積、[redacted]㎡、所有権移転の種類、売買、所有権移転の内容、普通田、土地の引渡時期、[redacted]。
場所につきましては、地図番号２番、[redacted]の斜線の土地となります。

以上、所有権の移転を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第

１８号第５項第２号並びに３号の規定等要件を満たしている農業経営者でございます。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局から説明がありました。案件番号１番と２番は、調整会議を開催しております。
案件番号１番、２番について事務局より報告願います。

事 務 局：　本案件については、退任された橋本委員が出席された調整会議となります。農業委員会事務局にて報告させていただきますので、ご了承ください。
譲渡人、[redacted]さんと、譲受人、[redacted]の農用地利用調整会議の結果について報告いたします。
７月２日、ＪＡ道央恵庭事務所の２階会議室において、農業委員、農協理事、及び各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。
調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10アールあたり [redacted]円の価格を提示し、総額 [redacted]円で双方の同意をいただきました。
調整会議の中では、[redacted]しており、その土地条件と同じ条件であることから、前回の売買金額と同額で決定されました。
以上、報告とさせていただきます。

会　　長：　只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、承認されました。

議案第２号　恵庭市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

会　　長：　日程７、議案第２号「恵庭市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局より説明願います。

事 務 局：　議案第２号「恵庭市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」
このことについて、恵庭市農業委員会組織一丸で別紙事項についてここに申

し合わせ、決議する。
なお、本案件は、令和元年 10 月 6 日に農業委員会が農地転用に係る収賄事件、不祥事が連続して発生し、再発防止のため法令順守の申し合わせ決議を全ての農業委員会全体で再発防止の取り組みを行い、毎年同様の取り組みを実施するよう通達があったことから行うものです。
決議（案）の内容について読み上げます。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。
特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。
私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。
１．農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限、同第３３条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
２．農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。
令和８年７月３０日　恵庭市農業委員会

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、承認されました。

意見案第１号　農業振興地域整備計画の変更（除外）について

会　　長：　日程８、意見案第１号「農業振興地域整備計画の変更（除外）について」事務局より説明願います。

事 務 局：　意見案第１号「農業振興地域整備計画の変更（除外）について」
このことについて、市より農用地区域の変更に関して意見の提出を求められたので意見を問う。

別紙１、恵庭市農業振興地域整備計画変更の理由及び内容をご覧ください。
番号1、申請者、[redacted]の[redacted]さん、計画変更に係る土地、[redacted]、面積、[redacted]㎡、現況地目、畑、用途区分、農用地、変更内容、農用地区域からの除外、変更の理由、当該申請者より、農用地区域からの除外を求める申し出があり、[redacted]のため、農用地区域から除外する。
場所につきましては、地図番号３番、[redacted]の、[redacted]黒塗りの土地となります。

別紙２、意見書（案）はご覧の通りです。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、承認されました。

意見案第２号　地域計画の変更について

会　　長：　日程９、意見案第２号「地域計画の変更について」事務局より説明願います。

事 務 局：　意見案第２号「地域計画の変更について」
このことについて、市より地域計画の変更に関して意見の提出を求められたので意見を問う。
別紙３、意見書（案）はご覧の通りです。
別紙１、別紙２について、農政課から説明させていただきます。

農 政 課：　「地域計画の変更について」ご説明させていただきます。
１．地域計画についてでありますが、「人・農地プラン」の後継といった位置づけで令和７年の４月からスタートした計画であります。
計画の内容としては主に「地域農業の将来の在り方」と「筆ごとの１０年

後の耕作者」を記載しております。
資料には記載していませんが、この地域計画のそもそもの目的としましては、大きく２点、①「中心的な農業者への農地の集積」と②「農地の集約化」を進めるための計画とイメージしていただければと思います。
その上で、「筆ごとの１０年後の耕作者」を記載しておくことの意味としましては、「農業者の減少を見越して、今のうちから次の耕作者について地区内で話し合って農地の集積・集約を進めていきましょう」といった国の考え方があるというところになります。

恵庭市の計画では、この「筆ごとの１０年後の耕作者」については、すべて「現状の耕作者」として記載しております。
もちろん国の考え方どおりに進めるのが理想ではありますが、恵庭市においては、認定農業者などの中心的な農業者への集積が進んでいること、さらには集約化に向けても「担い手支援センター」といった関係機関が連携した仕組みがすでに出来上がっていることから、国のいう「今のうちから１０年後の耕作者を決めておく」といったことまでは必要がないのではないか、また、困難ではないか、といったところでございます。
このように、現状と１０年後の耕作者が同じという計画づくりにしているものですから、農地の売買や賃貸などによって耕作者が変わった場合などには、それに合わせて計画を変更しなくてはならないということになります。

２．地域計画の変更ということで、表にしていますが、国は、地域計画の変更が必要なケースとして、このように①から⑤までのケースで説明しています。

今回の恵庭市の変更は、このうち、②の農業を担う者の変更ということで、令和７年度内にあった農地の売買・賃貸に伴う耕作者の変更が４１筆分、もうひとつが⑤の農家住宅に供するための転用、これが１筆分ということで、これらを反映する内容となっております。

スケジュールとしましては、この関係機関意見照会の後、２週間の公告縦覧を経て８月中の決定を目指しているといったところでございます。

変更後の計画案について、議案の１５ページをご覧ください。
こちらが変更後の地域計画となります。
１地域における農業の将来の在り方ということで、（１）が農用地等の面

積内訳、（２）が地域農業の現状と課題、（３）地域における農業の将来の在り方を記載していますが、今回の変更ではこれらについて変更はありません。

続いて次の１６ページをご覧いただき、２番で「農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」、３番で「農業者及び区域内の関係者が２の目標を達成するためとるべき必要な措置」とありますが、こちらについても変更はありません。

変更となるのは１７ページ以降になります。
４地域内の農業を担う者一覧、ということで表形式になっております。個人情報を含むことから、この場では非公開の形としていますが、実際の計画では農業者ごとに「現状の経営面積」と「１０年後の経営面積」を記載しています。

先ほどご説明したとおり、この農業者ごとの現状面積と１０年後面積をイコールとしていますが、売買・賃貸等があったところや農地転用があるところについては、その分面積が変わることから、この表の記載を修正するというのが今回の変更内容となります。１８ページと１９ページにこれらを図で示しています。こちらは国が示す方法で作成した「目標地図」といわれるものになりますが、耕作者ごとに色を決めて地図で表示しているものです。
１８ページが変更後、１９ページが変更前となっております。
先ほどお話したように今回の変更は「耕作者の変更」が４１筆分ということで、１９ページから１８ページにかけて、色が変わっている農地が４１箇所あります。

例えば、１８ページ、１９ページのそれぞれの地図の右下部分、こちらが恵南地区になりますが、赤茶色から黄土色に変わっている農地があります。これは昨年度、恵南地区で農地の売買があったことを受けて変更した部分となります。
このように変更前と変更後で色が変わっている農地が４１筆分あります。

以上、地域計画の変更についての内容をご説明させていただきました。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局および農政課から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、承認されました。

意見案第３号　農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂について

会　　長：　日程 10、意見案第３号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂について」事務局より説明願います。

事 務 局：　意見案第３号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂について」このことについて、市より農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改定に関して意見の提出を求められたので意見を問う。
別紙２、意見書（案）はご覧の通りです。
別紙１、別冊について、農政課から説明させていただきます。

農 政 課：　「農業経営基盤強化促進法に関する基本構想」の一部改訂について説明させていただきます。
資料の２２ページをご覧ください。
概要でありますが、農業経営基盤強化促進法では効率的かつ安定的な農業経営の育成等を目的として、都道府県が定める農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市町村は基本構想を定めることとされています。
このたび、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、北海道が基本方針を見直したことから、これに合わせる形で市の基本構想を見直すものとなります。

２、見直しのポイントですが、ア．目標農業所得と目標年間労働時間ということで、基本構想の中では、地域として育成すべき農業者の指標として、「所得」と「労働時間」の目安を示しています。
このたび、北海道が基本方針において、所得を「500 万円」から「520 万円」に変更しました。
これを受けて、市の基本構想でも同じように所得を「500 万円から 520 万円」に変更します。なお、変更後につきましては「この農業所得 520 万円」が認定農業者制度における「経営改善計画」の目標値となります。

見直しポイントの二つ目は「営農類型ごとの効率的・安定的な農業経営の指標」ということで、こちらは市内の農業者の目標となりうる優良かつ現実的な経営事例を示すものでありますが、こちらも前回の方針策定時から期間がたっていますので、最新のものに更新しております。

見直しポイントの３つ目はその他、軽微な文言修正等となります。

スケジュールですが、農業委員会及びＪＡへの意見照会などを経て、12 月中の決定を見込んでおりますが、知事協議の中で修正等が発生した場合は３月の決定となる可能性があります。

次に、お手元の「新旧対照表」をごらんください。
こちら左側が変更前、右側が変更後となります。４ページをお開き下さい。
こちらで目標年間農業所得を 500 万円から 520 万円に変更しております。
また、７ページから、営農類型ごとの指標を示しております。
こちらの指標につきましては、認定農業者をとる際にご提出いただいている「農業経営改善計画」の中から、営農類型ごとにそれぞれ「農業所得」「労働時間」の観点で優良な事例をピックアップさせていただいて記載をしております。
その他については数値の更新等の文言修正となっております。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局および農政課から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、承認されました。
これで、本日付議されました案件は、全て終了いたしました。
その他、全体を通して、何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員：　なし。

会　　長：　これをもちまして、第２回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会　　会　　長

議事録署名委員　　1　　番　委　員

議事録署名委員　　2　　番　委　員